

A. 就職

(以下すべてに該当)

- ☐ 就業先は「千葉県地域しごとNAVI」に掲載された求人である。
- ☐ 勤務地は千葉県内の条件不利地域である。
- ☐ 就業先は3親等以内の親族が経営する法人ではない。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。
- ☐ 申請から5年以上在職する意思がある。
- ☐ 申請時において連続して3か月以上在職している。
- ☐ 転勤や出向などによる移住ではない。

B. テレワーク

(以下すべてに該当)

- ☐ 在職する企業からの命令ではなく、自らの意思による移住である。
- ☐ 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- ☐ 会社からテレワーク交付金の取組みによる資金提供を受けていない。
- ☐ 会社から「通勤手当」を受けていない。
- ☐ 企業等に無期雇用されていて、週20時間以上のテレワーク業務（原則、完全テレワーク）である。

C. 関係人口

(以下(1)、(2)のいずれにも該当)

(1) 支給対象者の要件

次のいずれかに該当すること

- ☐ 銚子市の移住体験ツアーに参加経験がある
- ☐ 銚子市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している
- ☐ 銚子市に居住経験がある

(2) 地域の担い手確保の要件

次のいずれかに該当すること

- ☐ 農林水産業に就業した
- ☐ 家業等へ就業した
- ☐ 銚子市の創業支援事業計画に基づく「特定創業支援事業（創業スクールなど）」を受けた後、銚子市で創業した

D. 起業

(以下に該当)

- ☐ 申請日までの1年以内に千葉県産業振興センターから「地域課題解決型企業支援事業補助金」の交付決定を受けている

注意事項

- ・ 返還の要件に該当する場合、支援金を返還していただきます。
- ・ 本書に記載した交付要件のほか、市税等の滞納がないことなどの要件があるため、事前にお問合せください。
- ・ 申請に必要な書類、要件等の詳細は以下の市ホームページをご覧ください。

https://www.city.choshi.chiba.jp/shisei/page0201_00139.html



お問合せ先

銚子市 企画課企画室

移住・定住相談窓口

住 所 | 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1-1銚子市役所3階

電 話 | 0479-24-8904

メール | iju-info@city.choshi.lg.jp

